

長野県「賃上げ環境整備支援事業」のご案内（概要）

国の「業務改善助成金」の対象外の中小企業事業者向け

賃上げ環境整備促進補助金（基本型）

引上げ「前」の事業場内最低賃金が「1, 112円以上1, 500円未満」である中小企業事業者が、事業場内最低賃金を一定額（30円）以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資や人材育成等を行う場合、その取組に要する経費への補助。

※「業務改善助成金」の対象は引上げ「前」の事業場内最低賃金が「1, 061円以上1, 112円未満」

■申請期限：令和8年1月30日（事務局必着） ■事業期限：令和8年2月28日

国の「業務改善助成金」に申請された中小企業事業者向け

中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（業務改善助成金上乗せ補助）

国の「業務改善助成金」を令和6年（2024年）1月1日以降に長野労働局に交付申請を行い、令和8年（2026年）2月28日までに交付額確定及び支給決定通知を受けている中小企業事業者を支援。

■申請期限：令和8年3月10日まで。

ただし、令和7年1月16日以前に通知を受けている場合は、通知日から3か月以内又は令和7年3月10日のいずれか早い日。

国の「業務改善助成金」を期限までに申請できなかった中小企業事業者向け

中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（経過措置分）

令和7年10月3日の長野県最低賃金引上げに伴い、令和7年8月7日から10月2日までの間に事業場内最低賃金を30円以上引上げ1, 061円以上に引き上げたものの、国の業務改善助成金を期限までに申請できなかった中小企業事業者に対して、生産性向上に資する設備投資や人材育成等の取組を行う場合に、その取組に要した経費への補助。

■申請期限：令和8年1月30日（事務局必着） ■事業期限：令和8年2月28日

追加で生産性向上に資する人材育成を行う中小企業事業者向け

賃上げ環境整備促進補助金（人材育成追加型）

賃上げ環境整備促進補助金（基本型）又は中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（業務改善助成金上乗せ補助）の交付申請をしている中小企業事業者が、追加で労働者に対して人材育成の取組を行う場合に、その取組に要した経費への補助。

■申請期限：令和8年1月30日（事務局必着） ■事業期限：令和8年2月28日

申請要件（共通）

- ①長野県内に事業場がある中小企業・小規模事業者。
- ②「社員の子育て応援宣言」「パートナーシップ構築宣言」の宣言をいずれも行っていること。
- ③県税に未納の徴収金がないこと。
- ④解雇、賃金引下げ等の不交付要件の該当がないこと。

掲載内容は抜粋です。詳しくは長野県HP「賃上げ環境整備支援事業で実施する補助金のご案内」をご覧ください。<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/tinnage/tinnageshienjigyou.html>